が疾対第 4428 号
令和４年 12 月８日

一般社団法人　神奈川県精神科病院協会　会長　様

神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課長
（　公　印　省　略　）

令和５年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助協議に係る
整備計画書の提出に係る精神科病院等への通知について（参考送付）

本県の精神医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記補助金の令和５年度整備計画書の提出について、別添（写）のとおり県内の精神科病院等に通知いたしましたので、御承知おきいただきますようよろしくお願いします。

問合せ先
精神保健医療グループ　　土屋、山際
電話　　(045)210-1111　内線 4727,4729
ﾌｧｸｼﾐﾘ　(045)210-8860
E-mail　hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

が疾対第 4428 号
令和４年 12 月８日

精神科病院管理者　様
精神病床を有する一般病院管理者　様

神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課長
（　公　印　省　略　）

令和５年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助協議に係る
整備計画書の提出について（通知）

本県の精神医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、標記の補助金について、令和４年 12 月６日付け関厚発 1206 第 59 号により関東信越厚生局長から令和５年度分の協議を行う旨の通知がありました。

つきましては、精神科病院、精神科デイケア施設等の施設整備、設備整備等にあたり本補助金の交付申請を行う場合は、事前に協議を行うための整備計画書を提出する必要がありますので、以下の関東信越厚生局のホームページに掲載の交付要綱及び本通知添付の「令和５年度　整備計画書提出に当たって留意すべき事項」を確認のうえ、別添の様式一覧に記載されている該当様式に御記入いただき、令和４年 12 月 21 日（水）（厳守）までに御送付いただきますようお願いします。

なお、改築の場合、改築する病棟の精神病床数を 10%以上削減することが要件となっておりますので、ご留意ください。

また、令和５年度に本補助金による整備予定がない場合でも、令和５年度から令和９年度までに整備を予定している場合は、上記期日までに本通知添付の「今後５年間の整備計画予定表」を提出してください。

○交付要綱等の電子ファイルについては、以下の関東信越厚生局のホームページからダウンロードしてください。
「関東信越厚生局のトップページ」 → 「業務内容」→「健康福祉課」→「地方厚生局に委任されている補助金等」→「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金を申請する補助事業者（自治体、病院等関係者）の方へ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について」
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/hoken/001.html

○整備計画書等は、以下の問合せ先メールアドレス宛に、電子ファイルで御提出ください。

問合せ先
精神保健医療グループ　　土屋、山際
電話　　(045)210-1111　内線 4727,4929
ﾌｧｸｼﾐﾘ　(045)210-8860
E-mail　hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp